水銀大気排出インベントリーについて

1. 背景

水俣条約における水銀大気排出に関する事項として、締約国は大気排出インベントリーを 作成・維持・公表することが求められている。我が国では、2010年度、2014年度、2015年 度に作成している。

2. 現在のインベントリーの作成方法

発生源の種類ごとに、水銀大気排出実態調査結果等における排出ガス中の水銀濃度と年間活動量等を用いて水銀大気排出係数を算出し、統計情報等から得られた全国の年間活動量を掛け合わせることを基本として排出量を推計している。

発生源種類別の水銀大気排出量=

水銀大気排出係数*(mg-Hg/発生源ごとの活動量指標)×全国の年間活動量

*水銀大気排出係数は以下の方法で算出

 Σ 対象施設 {年間水銀排出量 (=[実測濃度(μ g/Nm³)]×[年間排出ガス量])} ÷ Σ 調査対象施設[年間活動量]

[年間排ガス量]=測定時乾き排ガス量 (Nm³/h) ×年間運転時間(h)

3. 最新のインベントリー

昨年度に、2015年度を対象としたものを表1のとおり作成し、本年3月に環境省ホームページにて公表している。

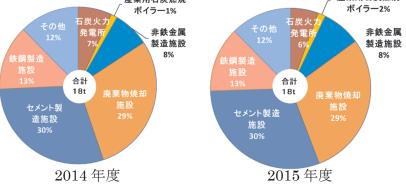


図 国内における水銀大気排出量(自然由来含む)

4. 今後のインベントリーの作成について

次年度以降、地方自治体、団体等を通じて水銀排出施設や要排出抑制施設における水銀測 定結果を収集する。これらのデータを活用して、インベントリーを精緻化する方法について 検討し、毎年度更新していく。

水銀大気排出インベントリー 表 1

分類	項目			大気排出量 (ton-Hg/年)1		
刀規				2010FY	2014FY	2015FY
条約附属	石炭火力発電所			0.83~1.0	1.3	1.0
書 D 対象	産業用石炭燃焼ボイラー			0.21	0.24	0.27
	非鉄金属製造施設			0.94	1.4	1.4
	廃棄物焼却	一般廃棄物	一般廃棄物焼却施設		1.5	1.5
	施設等	産業廃棄物	焼却施設	$0.73 \sim 4.1$	2.5	2.3
		下水汚泥焼	却施設 2	$0.17 \sim 0.85$	1.4	1.4
		業廃棄物が	任 資源及び水銀回収義務付け産いる水銀を回収する施設(回収時を含む施設に限る。)2	N.E.	N.E.	0.005
	セメント製造			5.3	5.5	5.4
小計	•			9~14	14	13
条約附属	鉄鋼製造施	一次製鉄	焼結炉(ペレット焼成炉含む)		1.8	1.7
書D 対象 外	設	0.420	その他(高炉副生ガス由来、コークス炉副生ガス由来)	4.1	0.15	0.15
		二次製鉄	製鋼用電気炉	0.62	0.54	0.49
	石油精製施設			0.1	0.1	0.1
	石油・ガス生産施設			< 0.001	0.00005	0.00005
	石油等の燃	石油火力発	電施設	0.01	0.01	0.01
	焼	LNG 火力	発電所	0.001	0.002	0.001
		産業用ボイ	ラー(石油系)	0.003	0.002	0.002
		産業ボイラ	ー (ガス系)	0.02	0.0006	0.0007
	生産プロセスに水銀または水銀化合物を使用する施設3			N.O.	N.O.	N.O.
	水銀使用製 品廃棄物の 中間処理施	加熱工程を含まない施設 [うち、蛍光ランプ回収・破砕施設]		N.E. [0.000005~ 0.000006]	N.E. [0.000003]	< 0.00001 [0.000006]
	設 4	水銀回収時に加熱工程を含む施設		N.E.	N.E.	0.00003
	水銀使用製	バッテリー製造施設5		0	0	N.E.
	品製造施設	品製造施設 水銀スイッチ・リレー製造施設 ランプ類製造施設 6 石鹸及び化粧品製造施設 7		N.E.	N.E.	< 0.00000
				0.01	0.005	0.005
				N.O.	N.O.	N.O.
		殺虫剤及び殺生物剤 (農薬) 製造 7		N.O.	N.O.	N.O.
			製造施設8	N.E.	N.E.	N.E.
			製造施設 7	N.E.	N.O.	N.O.
			アマルガム製造施設 7	0.0004	N.O.	N.O.
			ル製造施設 7	N.E.	N.E.	N.O.
		銀朱製造施		N.E.	N.E.	0.000005
	その他9	石灰製品製		1.0	< 0.22	0.46
		パルプ・製		0.23	< 0.04	< 0.04
			ラック製造	0.11	0.09	0.09
		火葬		0.07	0.07	0.07
		運輸 10		0.07	0.06	0.06
自然由来	火山	~_ 181		>1.4	>1.4	> 1.4
	L八四 は自然由来を除	余いたもの		- 111	2.1	. 1.1
ынгих Л		,,, /C U v/		17~22 (16~21)	18(17)	18(16)

注:活動量等の情報収集にあたっては、原則として 2015 年度(2015 年 4 月~2016 年 3 月)のデータを使用している。

- 1 N.E.は Not Estimated(排出源の有無が不明又は排出源は存在するものの未推計)、N.O.は Not Occurring(排出源が存在しない、又は排出源は存 在するものの、製造プロセスや製造施設の構造上水銀の大気への排出がない)を意味する。
- 2国内法においては廃棄物焼却施設に該当しないものがあるが、廃棄物焼却施設として取り扱う。
- 3 我が国における全ての当該施設(次の6種類の施設)では既に水銀は用いられていない(平成24(2012)年度に確認された。)。 塩素アルカリ製造施設、塩化ビニルモノマー製造施設、ポリウレタン製造施設、ナトリウムメチラード製造施設、アセトアル デヒド製造施設、ビニルアセテート製造施設
- 4 廃棄物の中間処理施設から、条約附属書 D 対象施設を除く。 5 我が国ではボタン型電池のみ製造に水銀が用いられており、製造プロセス上大気に水銀を排出しない装置を使用しているとされ ているが、詳細な製造フローについては把握できていないため N.E.とした。
- 6一般蛍光ランプ、バックライト、HID ランプを含む。
- 7 石鹸及び化粧品製造施設、殺虫剤及び殺生物剤(農薬)製造、水銀体温計製造施設、歯科用水銀アマルガム製造施設については平成24 (2012)年度に、チメロサール製造施設については平成28 (2016)年度に、排出源がないことが確認された。
- 8 施設の構造上、排出口からの水銀濃度測定が困難であり、排出量の推計が不可能であることが平成 28 (2016) 年度に確認された。
- 9過去の政府間交渉で取り上げられていないが、水銀の大気排出に蓋然性がある発生源
- 10 対象はガソリン及び軽油の燃料消費(営業用)